

# 大館市公共下水道

## 4月から一部供用開始

市では、住みやすい快適環境都市づくりを実現するため、昭和六十二年度に大館市公共下水道事業をスタートさせました。工事は順調に進み、今年四月から一部地域で供用を開始することになりました。また、先の市議会十二月定例会で受益者負担金や下水道使用料などの下水道関係条例案が可決されましたので、関係規則と併せてその内容についてご紹介します。今後は、供用開始区域を中心にPRのための説明会を実施する予定です。

### 91ヘクタールが今年4月供用開始

市が昭和六十二年年度から進めている公共下水道工事の第一期



市の中心部で着々と進む下水道管敷設工事

計画(対象面積百三十㊦、対象人口五千七百三十人)は、平成五年度までに整備する予定です。が、その一部(対象面積九十一㊦、対象人口約四千人)が今年四月一日から供用開始になります。

ます。

公共下水道は、下水道を利用できる区域の家などから流れた汚水を下水管に集め、県事業である米代川流域下水道大館処理区の幹線下水管に接続し、終末処理場(川口地内)できれいな水にして米代川に流すものです。四月一日から供用開始予定になる区域は、次のとおりです。

#### ▽全域供用開始区域

- 字裏町、字上町、字片町、字金坂、字新町、字中町、字八幡、字向町、常盤木町、中神明町、南神明町

#### ▽一部供用開始区域

- 赤館町、字赤館、字一心院南、字大館、字大町、字金坂後、字桂城、字桜町、字中城、字長倉、字馬喰町、字部垂町、字谷地町、字谷地町後、泉町、北神明町、小館町、幸町

### 受益者負担金は

1㎡当たりの4200円

下水道が使用できる状態になると、供用開始年月日、区域な

### ■分割納付例

受益者負担金(土地100坪:138,840円)

	年額	第1期	第2期	第3期	第4期
1年目	28,440	7,740	6,900	6,900	6,900
2年目	27,600	6,900	6,900	6,900	6,900
3年目	27,600	6,900	6,900	6,900	6,900
4年目	27,600	6,900	6,900	6,900	6,900
5年目	27,600	6,900	6,900	6,900	6,900
計	138,840				

どを市が公示します。公示された区域内の土地の所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人)には、受益者負担金を納めていただくこととなります。

受益者負担金は、土地の所有(権利)面積に一平方㊦当たり四百二十円を乗じた金額です。

【例】土地面積330・58㎡(100坪)にかかる受益者負担金は  
330・58㎡×4200円

＝138,840円

納付方法は五年(各年四期)分割ですが、ご希望の場合は一括納付もできます。一括納付する際は、前納報奨金(納付額の15%)を差し引いた金額となります。

### 市長リポート



No.14

### 下水道供用元年

いよいよ四月一日から下水道が供用開始になります。

供用開始に向けて、使用料などの条例の制定や終末処理場の維持管理を行う会社の設立、下水道の低水圧地域の解消、トイレの改修に伴う工事費の融資制度の設立など、万全の準備をできました。

これから供用開始区域の皆さんには、トイレの改修などをしていただかなければなりません。できるだけ早く使用していただきたいと思えます。トイレの水洗化は、文化生活の基礎でもあり、衛生面から見ても一番好ましいことです。

また供用開始を機に、住宅の改修をしたり建て替えをしたりする人もいると思えます。から、それと併せて生活改善、住環境の整備も図っていただきたいと思えます。

今後更に、下水道事業を推進するとともに、下水道計画区域外の人たちのために、浄化槽の設置を支援していく体制を整えていきたいと思えます。

小畑 元